

第1章 きずなの理念と基本目標



1. きずなの意義と特徴

(1) きずなは、市民と共に地域福祉を推進する具体的な行動計画です。

(2) きずなは、人権を根幹に据え、市民個々の人間観、生活観を共生・共存を目的とする福祉の視点で見直し、市民個々のライフスタイルの尊重と地域コミュニティを創造する計画です。

(3) きずなは、生活圏域としての小学校区を基盤とした地域福祉計画であるとともに、全市民を対象とした地域福祉を推進する計画です。

(4) きずなは、市民の主体的な参画により地域の福祉課題に対して積極的に問題解決に向かう行動エネルギーを引き出す計画です。

(5) きずなは、地域で生きる一人ひとりを孤立させることなく、誰もが人間らしく健康で生き生きと安心して暮らすために、一人ひとりがしっかりと結び合い・支え合い・助け合って生きるための仕組みづくりであり、自治的に協働して問題解決していくための計画です。

(6) きずなは、ノーマライゼーション^{*47}やバリアフリー^{*48}、ユニバーサルデザイン^{*49}などの理念を、実現に向けて推進する計画です。

(7) きずなは、地域における行政と市民、そして社会福祉協議会との関係性を豊かにし、協働のまちづくりの新たなパートナーシップを確かに紡ぐ計画です。

(8) きずなは、市民のいのちと暮らしを護るため、地域包括ケアシステムの確立をめざし、福祉を中心に保健・医療・介護等が連携を図り、福祉でまちづくりを推進する計画です。

(9) きずなは、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、社会福祉法人、福祉事業所、NPO法人、ボランティア、企業等の関係機関が、互いに地域福祉の振興のためにネットワークを構築して協働で問題解決にあたる計画です。

(10) きずなは、市民の手によりつくられた熱いおもいと、ぬくもりのある人間味にあふれた市民主体の計画であり、福祉でまちづくりをするために個々の市民力を発揮することを自らに課した計画です。

(11) きずなは、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5か年計画であり、第1期・第2期きずな計画の実践・評価を積み上げながら、小学校区を中心に市民参画協働をさらに力強く進める計画です。

2. 第3期登別市地域福祉実践計画「きずな」の目標

ひとりの小さな幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり

3. きずなの基本理念

心豊かに「きずな」を紡ぎ護り[＊]育てることで、
一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

親子 きょうだいのきずな
夫婦のきずな
親戚・縁者とのきずな
友人・知人とのきずな
近隣・地域とのきずな
職場・学校でのきずな
同じ目的を持つ 仲間同士のきずな
異質なものを持つ者同士のきずな
そして、わたしのまちへの愛着…これもきずな

人が 人とまちに しっかりと結びついてこそ
そのいのちと暮らしは 護られ豊かになる
人は人によってしか 救われない 救えない
「きずな」とは 危うくもろいのちを 紡ぎ合うもの
「きずな」とは 愛する喜びを 感じ合うもの
「きずな」とは 互いに信じ合うことから 生まれてくるもの
「きずな」とは わたしの小さな幸せを あなたと共に生きる希望に紡ぐもの

一人ひとりの 存在の重さを 受け止めながら
お互いに 理解し認め合い 確かめ合うことから
こころ豊かに「きずな」が 共生共存の糸で 紡がれる
きっとそこに 生きるに値する「まち」が生まれるであろう

新しい「きずな」計画は 厳しい時代を
共に生き抜くための 明日への希望を示す道標
「地域で生きる 地域に生きる 地域が生きる」
だから わたしも 行動（うご）く
あなたとの「きずな」を わたしたちの希望に 紡ぎ直すために

4. きずなの5つの基本目標

(1) きずなを育て確かめる

地域福祉を推進するには、市民の福祉に対する関心や意識を高めることが大切です。また、人と関わることは福祉のこころを育てていくことに他なりません。

そして、人と関わることに喜びを持ち生きがいを感じながら共生共存社会を実現するためには、そのことを担う人材を育て、組織・団体を支援することが肝心です。

そんな市民の心意気と実践を確かめ合うためにも、中核になる拠点を充実させなければなりません。

高める（福祉への関心を高める）、学ぶ（学習の機会と場を提供する）、深める（福祉への理解を深める）、育つ・育てる（福祉の人づくりを進める）の4つの観点から、福祉への意識と関心を高める取り組みをします。

(2) きずなを護り強める

人のいのちや暮らしを護るためには、その人の暮らしている地域社会そのものが、誰もが安心して安全に暮らせる「ところ」でなくてはなりません。

そのためには、そこに住む市民が主体的に地域の問題を解決する。そんな活動が、必要不可欠です。大切ないのちと暮らしを護り高めるために、組織作りや小地域での活動の促進、そして、災害や犯罪から地域を護る取り組みも、ないがしろにはできません。具体的な活動を通して、人はそのきずなの強さと護ることの意味を見出すのです。

認め合う（一人ひとりの存在を大切にする）、ふれあう（独りぼっちにしない）、仲良くする（交流する機会と場をつくる）、創る（地域での支え合い・助け合いの仕組みをつくる）の4つの観点から、支え合う地域づくりに取り組みます。

(3) きずなを紡ぎ支える

33%近い高齢化率にある登別市にとって、福祉サービスの質と量の確保と保障は、今後も持続される課題です。その人が「その人らしく」自立し生きていくために必要なサービスが提供できる社会を実現したい。

そのためにも、その人を支える確かなシステムづくりを進めなければなりません、そこにきずなの力が紡がれていくのです。もちろん下支えする人材の育成も必須です。

受け止める（困りごとを発見する）、伝える（必要な情報を提供する）、つなげる（適切なサービスに結び付ける）、支える（必要なサービスを提供する）の4つの観点から、困りごとを解決する仕組みづくりに取り組みます。

(4) きずなを結び深め広げる

「わたし」の暮らしは、様々なひとや情報、ものやお金、そして社会制度やシステムによって支えられています。それらを有効に活用することが生きる知恵です。一人では生きていけない世の中だからこそ、様々な人や期間・団体が、幸せな暮らしをつくるために連携を強め活動を推し進めなければなりません。誰もがもっと幸せに生きていきたい。

その願いを実現するためにも、人との関係をしっかりと結んだ多様なネットワークづくりが求められます。その結び目に「きずな」がしっかりと紡がれ広がるのです。

つながる（共に活動する）、話し合う（住民同士で話し合う）、調べる（地域の社会資源や住民の意向を調査する）、描く（住みよいまちづくりを提案・提言する）の4つの観点から、各地区の協働体制づくりに取り組みます。

(5) きずなを高め保障する

市民の暮らしは、自らが護ることはもちろんですが、そうできない事態はいつでも生まれます。だから、家族はもとより身近な人や知人友人、地域の方々との「きずな」を確かなものにしなければなりません。もう一方で、公的な支援の充実も重要なことです。

地域福祉を推進する母体である「社会福祉協議会」の基盤を強化することが、「わたし」のいのちと暮らしを護ることもなります。

ととのえる（市民主体の組織体制を確立する）、募る（きずなを推進する財源を確保する）、確かめる（きずなの進捗状況を把握し運営管理する）、強める（きずなの推進母体である社協組織の基盤を強化する）の4つの観点から、きずなの推進体制を確立するために取り組みます。

* 47 高齢者も障がい者も子どもも女性も男性もすべての人々が、人種や年齢、身体的条件に関わりなく、自分らしく生きたいところで生き、したい仕事や社会参加が出来る、そうしたチャンスが平等に与えられ、みんなが一緒に暮らせる社会が当たり前だという考え方である。

* 48 障がいのある人が当たり前の生活を送ることを阻んでいる障壁（バリア）を除去することで、段差の解消など施設面の意味合いが強い。しかし、障がい者の社会参加を困難にする制度や文化、情報、そして意識などのソフト面の改革が重要であり、福祉教育の必要性がここにある。

* 49 障がいのある人の便利さ、使いやすさという視点ではなく、障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいように、初めから意図してつくられた製品、情報、環境のデザインのこと。

* 50 まもる、たすける、かばう、見守り救うという意味。その語源は、「中のもを傷つけないように外からとりまく、かばいまもることであり、またその手段やその役目」であり、介護や看護にも、その人のいのちやこころ、そして人生の係わりの漢字として使用されている。